

第 3 0 回宮城県地方港湾審議会議事録

日時 平成 2 0 年 9 月 3 0 日 (火)
午後 2 時 0 0 分
場所 宮城県行政庁舎 9 階
第一会議室

第30回宮城県地方港湾審議会議事録

1 開催年月日及び場所

平成20年9月30日(火)午後2時00分から午後3時30分まで
宮城県行政庁舎9階 第一会議室

2 出席者の職名及び氏名

- | | |
|--|--------|
| ・東北大学名誉教授 | 須田 瀬 |
| ・東北大学大学院教授 | 稲村 肇 |
| ・東北大学大学院教授 | 田中 仁 |
| ・東北大学大学院教授 | 西村 修 |
| ・宮城大学教授 | 宮原 育子 |
| ・(社)日本船主協会港湾物流専門委員会委員 | 湊 哲哉 |
| ・東北内航海運組合理事長 | 湯村 健介 |
| ・東北旅客船協会専務理事
(会長 三船博敏 代理) | 小森 静雄 |
| ・東北港運協会副会長 | 佐藤 勲 |
| ・仙台湾水先区水先人会会長 | 長橋 省三 |
| ・宮城県漁業協同組合専務
(経営管理委員会会長 木村 稔 代理) | 船渡 隆平 |
| ・全日本海員組合東北地方支部支部長 | 菅原 知巳 |
| ・仙台市経済局国際経済・観光部国際プロモーション室長
(仙台市長 梅原克彦 代理) | 壹岐 昇 |
| ・石巻市建設部長
(石巻市長 土井喜美夫 代理) | 遠山 信吾 |
| ・塩竈市長 | 佐藤 昭 |
| ・気仙沼市建設部長
(気仙沼市長 鈴木 昇 代理) | 梅津 覚太郎 |
| ・女川町長 | 安住 宣孝 |
| ・財務省横浜税関仙台塩釜税関支署長
(横浜税関長 青木直幸 代理) | 坂本 智臣 |
| ・経済産業省東北経済産業局産業部産業振興課長
(東北経済産業局長 根井寿規 代理) | 菅原 正昭 |
| ・国土交通省東北運輸局交通環境部長
(東北運輸局長 木場宣行 代理) | 濱路 和明 |

- | | |
|---|---------|
| ・国土交通省東北地方整備局副局長
（東北地方整備局長 久保田 勝 代理） | 岡 田 光 彦 |
| ・海上保安庁宮城海上保安部長 | 山 川 孝 之 |
| ・宮城県議会議員 | 柏 佑 整 |
| ・宮城県議会議員 | 加 賀 たけし |
| ・宮城県議会議員 | 小野寺 初 正 |
| ・宮城県土木部建設交通局長 | 藤 吉 信 之 |

3 議題

(1) 報告

- イ 宮城県の港湾の概要について
- ロ 第35回宮城県地方港湾審議会幹事会議案の処理について

(2) 審議

- イ 議案第1号 仙台塩釜港港湾計画の改訂について
- ロ 議案第2号 石巻港港湾隣接地域の変更について

4 審議経過の概要

(1) 開会

審議会を公開とすることについて事務局から確認がなされた。
(傍聴希望者5名, 報道機関4名)

(2) 挨拶

宮城県土木部藤吉建設交通局長から, 今回の審議会の概要説明を含めて挨拶があった。

(3) 会議成立の確認

事務局から, 委員総数26名中出席26名, うち本人出席17名, 代理出席9名で過半数の定足数に達しており, 宮城県地方港湾審議会条例第7条第2項の規定により, 本審議会が成立していることが報告された。

(4) 会長選出

宮城県地方港湾審議会の会長が不在であることから, 宮城県土木部建設交通局長藤吉委員を座長として委員の互選による会長選出を行った結果, 東北大学名誉教授須田委員が会長に選出された。

(5) 会長職務代理者の指名

宮城県地方港湾審議会条例第6条第3項の規定により, 宮城県土木部建設交通局長藤吉委員が会長職務代理者に指名された。

(6) 幹事会議長の指名

宮城県地方港湾審議会運営規則第6条第3項の規定により, 宮城県土木部次長奥谷幹事が幹事会議長に指名された。

(7) 議長選出

宮城県地方港湾審議会条例第7条第1項の規定により、須田会長が議長となった。

(8) 議事録署名人の指名

全日本海員組合東北地方支部支部長の菅原委員，女川町長の安住委員が指名された。

(9) 議事

イ 報告

(イ) 宮城県の港湾の概要について

事務局から，宮城県の港湾の概要について報告がなされた。

(質疑なし)

(ロ) 第35回宮城県地方港湾審議会幹事会議案の処理について

事務局から，第35回宮城県地方港湾審議会幹事会議案の内容及びその後の経過等が報告された。

(質疑なし)

ロ 審議

(イ) 議案第一号 仙台塩釜港港湾計画の改訂について

事務局から，議案第1号仙台塩釜港港湾計画の改訂について，議案書，資料により説明がなされた。

<議長 須田会長>

併せて，平成20年9月25日に開催された第36回幹事会での議案第1号の審議結果について，幹事会の議長を務めた奥谷幹事から御報告をお願いします。

<奥谷幹事>

第36回幹事会におきまして，本議案について審議を行いましたところ，原案のとおり適当であるとの結論に達しましたことを御報告申し上げます。

<議長 須田会長>

議案第1号につきまして，御意見，御質問等はございませんか。

<稲村委員>

この計画案に関しては全面的に賛成ですが，この後のお願いと言いますか，お聞きしたいことと御要望があります。

資料2の36ページに外貿公共コンテナ貨物の取扱量の設定というのがございます。推計方法で、主要品目に関しては、企業ヒアリングを踏まえ設定と記載されていますが、今までのご説明を聞いてますと、完成自動車に関しましては詳細に詰められているように感じます。しかし、完成自動車が増えますと、自動車関連産業の立地が進むと、コンテナ貨物が急速に増えるわけですが、その辺のところをどのように今回コンテナに関して考えたのか、というのが質問です。

また、主要荷主である東洋ゴムにはヒアリングはしていると思うんですけども、聞くところによりますと、東洋ゴムとダンロップが提携するとか、ダンロップが仙台から出したい意向を持っている、或いは、45フィートハイキューブが走ればブリヂストンも仙台港を使いたいという話を漏れ聞いております。そういう意味で、今でも東洋ゴムは大きいわけで、特にタイヤ、自動車関係というのは、トレンドを超えて、急速にものすごい貨物量になるんですね。この改訂が終わったら結構なんですけど、すぐにでもその辺を含めたコンテナ貨物の需要予測、特に自動車関連、タイヤの北米向けが主だと思うのですが、それを含めてすぐに検討をお願いしたいという要望でございます。

<議長 須田会長>

ありがとうございました。それでは、事務局の方ではどのように考えているのでしょうか。

<事務局>

コンテナ貨物についてお答えさせていただきます。確かに、コンテナ貨物が今後伸びる要素というのは大いにあるのではないかと考えています。そういう中で、外貿コンテナにつきましては、マクロ的には検討の中には入れさせてはいただいているのですが、細かい配慮については全てはしていないということでございます。

これらの貨物についても注視しながら、今後の動向を見極めて対応を考えていく必要があると思います。

今後とも貨物の状況につきましては、色々な荷主さんの情報を十分にお聞きしながら、また、動向などを事前に把握しながら、対応に努めて参りたいと考えております。

<議長 須田会長>

他にございませんか。

<小森委員代理>

資料2の75ページの旅客船の埠頭計画の中で、表 - 2 - 2の一番下の欄に「金華山～仙台・塩釜航路」というのがありまして、これについてですが、この航路は現在廃止されているかと思えますし、事業者についても廃業しておりますので、この記述について確認させていただきたいと思えます。

<事務局>

この表の作り方としては、平成18年3月の時点で整理をさせていただきましたので、こういう表現になっておりますことを御理解いただければと思います。

この点につきましては、取扱いを検討させていただきたいと思います。

<議長 須田会長>

他にございませんか。

<田中委員>

特に仙台港区の方についてなんですけれども、コンテナの伸びが大きいということで、こういった計画は妥当なものなのではないかという感覚を持っております。

一方で、以前と比べたら小規模ですけれども、埋立をされるということで、環境に対する影響というのがお聞きしなければならないことなのかなと思います。

資料3の中で、潮流の変化ですとか、水質の変化については、軽微なものであるという記述があるんですけれども、1つ大きく変わる可能性があるのは、波がどう変わるんだろうかということで、1つは、港の静穏度は、防波堤の形状が変わるわけではないので、あまり変わることはないのかなと思いますが、もし検討されていたら教えていただきたいのと、この地型での環境の話があったのですが、新たな埋立をしたところから反射する波がやはりかなり変わるだろう、という意味では、潮流が変わったり、水質が変わったりというほかにも、波の観点で影響はどうなんだろうかという点についてお聞きしたいと思います。

<事務局>

潮流の変化につきましては、当然今回の計画の改訂の地型での影響評価を行っております。一部で潮流の変化は見られますが、影響自体は大きく変化することはないと、軽微であると考えております。それから、汀線変化、いわゆる地形に対する影響、或いは生態系とも関わってくるのかもしれませんが、これにつきましては、今回計画しました地型によりまして、汀線変化のシミュレーションを実施したところでございます。これによりまして、全く影響がないわけではございませんが、変化については限られているということでございまして、影響については軽微であると考えております。

<議長 須田会長>

この資料3というのを見れば大体分かるということですね。

<事務局>

それから、港内の静穏度につきましては、資料2・仙台塩釜港港湾計画資料(その1)(案)

の93ページに整理をさせていただいてございます。評価としましては、十分確保されているという検討結果でございます。

<佐藤委員>

塩釜港区の施設整備の確認をさせていただきます。前の計画策定時には、塩釜の港奥部を埋め立てして前面に-4mの耐震物揚場を整備し、例えば災害等が発生した場合に、積み出しとして利用するとご説明いただいていたのですが、今回、港奥部を埋め立てする計画がなくなったということに伴いまして、既設の観光栈橋の前面に-4mの物揚場140mの計画をいただいておりますが、この施設については、旧来の耐震性を具備した施設ということで理解してよろしいのでしょうか。

<事務局>

従来計画では、埋立を前提として計画を立てておりましたことから、埋立の前面に離島用の耐震強化物揚場という形で計画をさせていただきました。今回、埋立を変更いたしましたので、委員からお話がありましたように、ここに縦付け用栈橋が4基ございますが、その右側の物揚場を耐震強化するという計画になっておりまして、只今委員から御発言のあったとおりでございます。

<議長 須田会長>

他にはいかがでしょうか。

それではお諮りいたします。議案第1号につきましては、原案のとおり適当であると宮城県知事あて答申することにしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

<議長 須田会長>

御異議がないようですので、原案のとおり適当であるとして、答申することにいたします。

(口) 議案第2号 石巻港港湾隣接地域の変更について

事務局から、議案第2号石巻港港湾隣接地域の変更について、議案書、資料により説明がなされた。

<議長 須田会長>

議案第2号につきまして、御意見、御質問等はありませんか。

< 奥谷幹事 >

本議案につきましては、第1号議案と同様に第36回幹事会におきまして審議を行っておりますので、その報告をさせていただきます。9月25日の幹事会におきまして、審議を行いましたところ、原案のとおり適当であるとの結論に達しましたことを御報告いたします。

(質疑なし)

< 議長 須田会長 >

御意見、御質問がないようですので、お諮りしたいと思います。議案第2号につきましては、原案のとおり適当であると宮城県知事あて答申することにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

< 議長 須田会長 >

御異議がないようですので、原案のとおり適当であるとして、答申することにいたします。

< 議長 須田会長 >

本日の報告事項、審議事項以外で御意見、御質問等ございましたら、御発言をお願いします。

< 稲村委員 >

今回の港湾計画とは関係ないのですが、東北石油のタンクが移動して水際線の近くがスカスカになるという話を聞いております。あそこをうまく港湾の用地としてなんらかの形で、中野が大分狭くなっているということもありますので、利用を考えられないかと考えているのですが、その辺に関してなにか情報というかありましたら教えていただければと思います。

< 事務局 >

稲村委員からお話がありましたのは東北電力さんの土地だとは思いますが、LNG 基地の計画が発表されているという認識を持っております。これにつきましては、今後、土地所有者さん、事業者さんと調整を進めさせていただきまして、今後、港湾計画に関係することがありましたら、また、諸手続等も必要となれば、審議会での審議をお願いすることになるかと思えますけれども、その辺の情報につきましては、今後ともしっかりと収集を行い、適切に対応してまいりたいと考えております。

< 議長 須田会長 >

それでは、以上をもちまして本日の議事の一切を終了させていただきます。委員の皆様におかれ

ましては慎重な御審議をいただきまして誠にありがとうございました。

<事務局>

これをもちまして、第30回宮城県地方港湾審議会を終了させていただきます。委員の皆様方にはお忙しい中御協力を頂きまして、誠にありがとうございました。

5 議決内容

議案第1号及び議案第2号について異議なく承認された。

宮城県地方港湾審議会運営規則第5条の規定による議事録として適当であることを認め、署名押印する。

第30回宮城県地方港湾審議会

議事録署名人
